



内務省特報

◎内務省告示第五百八十一號

市制第三條及町村制第三條ニ依リ昭和十六年十一月三日ヨリ島

根縣綾川郡出雲町ヲ廢シ其ノ區域ヲ以テ出雲市ヲ置ク。

昭和十六年十月二十五日

内務大臣 東 條 英 機

◎内務省告示第六百十一號

道路法第二十條第二項ノ規定ニ依リ本大臣ニ於テ新設又ハ改築

ヲ爲シタル國道ニシテ工事ノ終了シタルモノ左ノ如シ

昭和十六年十一月十五日

内務大臣 東 條 英 機

路線名 区間 工事終了ノ期日

十五號 奈良縣高市郡八木町地内 昭和十六年十一月十五日

◎東條總理大臣の施政方針

第七十七議會に於て東條總理大臣の演説したる施政方針の要旨

左の如し。

現下重大なる時局に際し、第七十七回帝國議會開會せられ、開

更に北方においては、本年六月獨ソ開戰以來、事端漸く滋からんことを思はしめ 事態の推移は帝國として無關心たるを得ざるものがあるので、我が北邊の安定のため、遺憾なき措置を講じつ

北邊の安定に遺憾なき措置

あるが、援蔣諸國の經濟的、軍事的策動は益々活潑となり、重慶政權の抗戰力に對する唯一最大の支柱として帝國の事變解決を妨げて居る次第である。

院式に當つては、優渥なる勅語を賜はり、洵に恐懼感激に堪へない。この機會において政府は國策遂行に關し、率直に所信を披瀝して、各位の御協力を願ひ、舉國一體鐵石の意志を以て、現下未會有の國難を克服し、以て 聖慮を安んじ奉り度いと存ずる。現下帝國を繞る世界の情勢を揆するに、支那事變は御陵威の下忠誠勇武なる將兵の奮闘と、熱誠強毅なる銳後の活動と相俟つて赫々たる戰果を收め、重慶政權の抗戰力は日に月に低下しつゝある。また他方國民政府の建設は着々進捗し、今や多數の友好列國は國民政府を承認し、事變解決は最後の段階に到達してゐるので

つある。又南方においては昨年北部佛印に皇軍の進駐となり、次いで日佛印の經濟協定、泰・佛印の紛争調停等、帝國と佛領印度支那との友好關係は漸く増進し、南方に對する帝國の平和的進展は漸くその緒につかんとしてゐるが、英米蘭諸國の軍事的ならびに經濟的合作の強化に伴ひ、蘭印との經濟交渉は不調に終り、延いて南太平洋における帝國の地位に、重大なる脅威を及ぼさんとする形勢となつたので、帝國はヴィシー政府と日・佛印共同防衛に關する取極めをなし、これに基き七月末南部佛印に兵力を増派せらることとなつた。然るに英米蘭諸國はこの帝國の當然なる自衛的措置を迎ふるに猜疑と危惧との念を以てし、資金凍結を行ひ、事實上全面的禁輸により、帝國を目標として經濟封鎖を實施すると共に、その軍事的脅威を急速度に増加して來た。蓋し交戦關係にあらざる國家間における經濟封鎖は、武力戦に比して優るとも劣らざる敵性行爲であることは言を俟たない。

かくのごとき行爲は帝國の企圖する支那事變の解決を阻害するのみならず、さらにまた帝國の存立に重大なる影響を與ふるものであつて、斷じて黙過し得ざるものである。

帝國百年の計を決する局面

然るにも拘らず常に平和を欲する帝國と致しては、隱忍自重、忍び難きを忍び、耐へ難きを耐へ、極力外交交渉によりて危局を開じ、事態を平和的に解決せんことを期して來たのであるが、今尙その目的を貫徹するに至らず、帝國は今や文字通り、帝國の百年的の計を決すべき重大なる局面に立たざるべからざるに至つた。政府は肇國以來の國最たる平和愛好の精神に基き、帝國の存立と權威とを擁護し、大東亞の新秩序を建設するため、今なほ外交に懸命の努力を傾注致して居る次第であつて、これにより帝國の期するところは、

(1) 第三國が帝國の企圖する支那事變の完遂を妨害せざること

(2) 帝國を圍繞する諸國家が、帝國に對する直接軍事的脅威を行はざることは勿論、經濟封鎖の如き敵性行爲を解除し經濟的正常關係を回復すること

(3) 歐洲戰が擴大し禍亂の東亞に波及することを極力防止することである。以上三項に亘る目的が外交交渉によりて貫徹せらるるならば、獨り帝國のためのみならず、世界平和のため、誠に幸ひであると信する次第である。

然しながら從來の經緯に鑑み、交渉の成否は逆賄し難いものがある。從つて政府は前途に横はるあらゆる障礙を豫見して、これに對する萬般の準備を整へ、斷乎として帝國既定の國策を遂行するに萬遺憾なきを期し、よつて以て帝國の存立を完うせんとする固き決意を有してゐる。帝國は實に悠久二千六百餘年の歴史の上

において、かつて見ざりし國家際替の岐路に立つてゐるのであるから、政府は深く思ひをこゝに致し、全力を盡して輔弼の責を全う致す覺悟である。

國民生活の確保に萬全の策

事態が如何様に發展しようとも、高度國防國家體制の完成こそは正に要緊の重大要事である。これがために益々國民志氣を緊張し産業經濟の能率を最高度に發揮するの要切なるものがある。これと共に政府は國民生活の確保に關しては、萬全の策を講ずるものであるが、これが更に緊縮を見ることは誠に已むを得ざる所である。

私が茲に衷心より希望することは、全國民が帝國は今や一大飛躍の秋に際會し、前途に洋洋たる發展を期待し得べきことを確信して相共に今日の苦を分ち、國民一丸となつて、聖業の翼賛に邁進せんことである。政府においても政治經濟の運営についての各般の改革整備を行ふ覺悟であるが、その實施に當つては、徒らに理想を追はず、事態に即して各專門的機能の有機的連絡を最大限に發揮せしむるやうに措置致す心構へである。

私は全國民がとの政府の意の存する所を認識せられ、積極的に政府に協力せらることを固く信じて疑はない。今回提案した豫算案は主として緊迫せる現下の事態に對處するに必要なる経費を計上したものであり、又、提出法律案も、特に今日緊急の要ある

もののみに限定致した。諸君においては政府の意のある所を諒せられ、眞重審議の上協賛を與へられ度い。

國民總力を結集して時艱突破

終りに臨み、政府は、滿洲帝國および中華民國國民政府が帝國に寄せられたる替らざる協力に深甚なる謝意を表し、また盟邦特に獨伊兩國の偉大なる功業に對して深甚なる慶祝の意を表すると同時に、帝國とともに正義に基く世界新秩序建設に成功せんことを祈るものである。

本大臣はこの重大時局に處し、諸君と相携へて大政を翼賛し奉るを深く光榮とするとともに、責任の愈々重大なるを痛感致す次第である。惟ふに難局の突破、時艱の克服は全國民が職城奉公に邁進し、國民の總力が結集せられて初めて成就し得ると信するものである。何卒諸君においてもこの上とも御支援御協力を御願ひ致す次第である。

最後に、護國の英靈に敬弔の誠を捧げ、戰線銃後の奮闘努力に衷心感謝の意を表するものである。

◎東條總理大臣の内政問題に對する信念

東條首相は行政機構改革は慎重に取扱ふべきも官吏の獨善は排せざるべからずと左の如き信念を吐露せられた。

つきに行政事務の整理あるひは官吏の心構へについてお話をあつたが、政府においても行政の整理あるひはその運用の點につい

ては現下の時局に鑑み改善の要は幾多の點があることを承知してゐる。さらに政府は徒らに理想に走らず苟くも舊套にとらはれず、時局の要求に適應するやう適切なる改善を着々實現して行きたいと思ふ。しかもその實現は私がしばく申述べたる如く百の議論よりも一の實行に如かずといふ方針に基いて行きたいと思ふ。時局いよ／＼重大に伴ひ官吏の地位は重大化して來た。官吏の士氣昂揚の必要であることは今日のごときはないと思ふ。またその執務に當つては能率の増進をはかる必要の急務なることは誠に御質問の通りである。苟くも官吏の獨善主義、各官廳の割據主義といふがどときは斷じて許されざることころである。政府は從來動もすれば陥り易きこの弊風を一掃し、最大の能率を發揮し得るやう努力して參りたいと思ふ。ことに行政各部の割據の弊については從來私も痛感してゐるのである。これが矯正は行政各部統一の地位にある不肖總理大臣の責任において私がこれにあたる覺悟である。その根本は官吏の心構へにあり、總ての官吏が親切の心をもつて事にあたり、まづ國民を信頼することによつて國民の信頼を博して參りたいと思ふ。私はこの心構へをもつて率先垂範にあたりまづ官吏を指導して行きたいと考へてゐる次第である。

若葉吟社詠草

醉さめて我活き居れり河豚料理
冬されて古りたる塔婆焚く火哉
僧に聞く我が祖の話夕しぐれ
冬されて辻行く影の長さかな
冬波のどよもす磯邊暮れ迫り
静けさや枕に近き冬の波

時雨來て今日も漸く暮れんとす
旅情かなし耳に河畔の流し笛
冬されや病癒ゆ妻の日南ぼこ
冬波や唄で乗り切る八挺船
時雨晴港へ急ぐ車馬の聲
菰のけて日さしうくとし寒牡丹
黄昏るゝ温泉町静けし初時雨
富士が嶺を大きく搖りぬ冬の波

橋に佇てり時雨曇りの東山

野狐禪

玉 同 靜 同 正 風 章
同 同 同 同 同 同 同
茅 邮